



# 秋田県公報

目次	ページ
----	-----

人事委員会規則	
人事委員会規則九（公益法人等への職員の派遣等）の一部を改正する規則	1

## 人事委員会規則

人事委員会規則九（公益法人等への職員の派遣等）の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十八年四月二十八日

秋田県人事委員会委員長 加賀谷 殷

人事委員会規則九（公益法人等への職員の派遣等）の一部を改正する規則

規則九（公益法人等への職員の派遣等）の一部を次のように改正する。

別表第一に次のように加える。

日本司法支援センター

附 則

この規則は、平成十八年五月一日から施行する。

発行者

秋田県

秋田市山王四丁目一番一号

購読料金

一月三千六百七十五円(税込)

印刷所

印刷者

秋田市山王七丁目五番二十九号  
株式会社 松原印刷社  
電話(062)876600  
FAX(062)876605  
E-mail:matsubarara@matsubararansetu.co.jp  
秋田市山王七丁目五番二十九号  
松原繁雄